

災害に備える



避難行動要支援者名簿への登録を

避難行動要支援者とは



災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

- ① **75** 歳以上のひとり暮らしの方
- ② **80** 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 要介護 **3** 以上の認定を受けている方
- ④ 障がい **Ⅰ**～**Ⅱ** 級に該当する方
(内部障がいを除く。ただし、呼吸器機能障がいは含む。)
- ⑤ **療育手帳の交付を受け、AⅠ 又は AⅡ の判定を受けた方**
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け **Ⅰ** 級に該当する方
- ⑦ 難病患者で特定医療費 (指定難病) 受給者証の交付を受けた方
- ⑧ 避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方



避難行動要支援者名簿とは

市町⇒名簿の作成・管理・更新



市町から名簿掲載通知書が送付される
情報提供に関する同意確認書を返信



名簿の提供

避難支援等関係者(自治会・住民自治協議会・
消防団・地区民生児童委員協議会・社会福祉
協議会・地域包括センター)

提供される情報

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 氏名 | ② 生年月日 |
| ③ 性別 | ④ お住まいの住所 |
| ⑤ 連絡が付きやすい電話番号及び緊急時の連絡先 | |
| ⑥ 避難行動要支援者の該当要件 | |

情報の管理

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者名簿を提供した支援者（避難支援等関係者）
に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられる。
⇒目的外使用禁止、漏洩禁止、管理者の選任、保管場所の指定 |
|---|

※ 災害時には同意確認がない人の情報も提供される。
(災害対策基本法の規定による)

どんな支援をしてもらえるの？

災害時

- ・避難情報等の伝達
- ・安否の確認
- ・避難時の支援など



平常時

- ・要支援者の把握、確認
- ・地域支援者(家族、町内会など)の選出
- ・個別避難計画(避難支援プラン)の作成
- ・避難訓練での活用など

災害時に助かるために!!

～市町村から支援者への情報提供にご協力を～

災害時に受けられる支援(例)

●避難連絡・避難誘導に関する支援



●安否確認・救助活動に活用



平常時に受けられる支援(例)

●支援者との交流 (日常の声かけ等の見守り)



●個別計画や 防災訓練に活用



※支援の内容については市町村によって異なります。

こんな不安はありませんか？

津波警報が出たときに、
逃げるために誰かの
助けがほしい。



地震があったときに、
避難すべきかどうか
判断できない。



災害時、1人での避難が大変なことを
周りの人に知ってほしい。

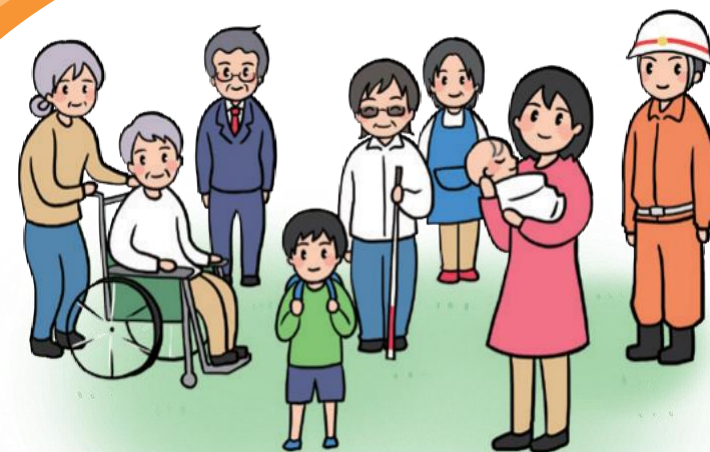


1つでも不安があれば、
中をご覧ください。

自ら避難することが困難な方へ

災害時に備えて 今できること

～災害時にスムーズに避難支援を
受けられるようにしましょう～



市町村が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を 支援者へ提出することに同意 そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります!

自ら避難することが困難な方への支援イメージ

避難行動要支援者



※自ら避難することが困難な方
(社会福祉施設入所者や長期入院患者などの方は
施設管理者の対応となります。)

5

平時 日常の声掛け等
の見守り・避難訓練
の実施 など

支援者(避難支援等関係者)



※民生委員 自主防災組織
消防機関 など
(市町村により異なります。)

6

災害時 避難行動に
関する支援 など

3
同意



4

同意した方の
名簿情報の提供

2

名簿情報を平時から
支援者に提供して
よいか確認

市町村



1

避難行動要支援者
名簿の作成

(制度の運用方法については市町村によって異なります。避難行動要支援者名簿に登録されているかどうかや支援内容については、お住まいの市町村にお問い合わせください。)

避難行動要支援者名簿とは

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

避難行動要支援者名簿の情報

避難行動要支援者名簿には主に次の情報が登録されます。

氏名	生年月日
性別	住所・居所
電話番号	など

※登録内容は市町村によって異なります。

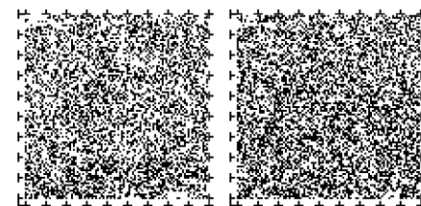
名簿の個人情報の取扱いについて

避難行動要支援者名簿を提供した支援者(避難支援等関係者)に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられております。

音声コードをご利用
の方はこちら

※コードを読み込むことで
内容を音声にて説明いた
します。

Uni-Voice



【ENGLISH】

【日本語】

大切なこと

- ・避難行動要支援者に該当する人は、名簿に登載されているか確認しておく。
- ・薬や特別に必要なものは、すぐに持って避難できるようにしておく。
- ・もし、第一次避難所に行かず車などに避難するときは、必ず第一次避難所に所在を伝えておくこと。
- ・必ず誰かが助けてくれるという保証があるわけではありません。待っているだけでなく、できるだけ普段から近所の人たちと仲良くしてお互いに助け合える関係づくりをしたり、地域の住民協議会に子どものことを知ってもらえるように伝えに行く（個別の支援計画作成に協力する）など、自分なりにできることも頑張ってください。